

入間市消防団条例新旧対照表

改正案	現 行								
<p>(サービス)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 招集を受けない場合にあつても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、サービスに就かなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第13条 <u>消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 <u>消防団員には、年額報酬を別表第1により支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までの月割計算により支給する。</u></p> <p>3 <u>消防団員には、出動報酬を別表第2により支給する。この場合において、災害による出動が7時間45分を超えたときは、支給単位に応じ加算する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>消防団員が、消防の任務に係る会議に出席したときは、費用弁償として1回につき1,000円を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>年額報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>出動報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">支給単位</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害</td> <td style="text-align: center;">4時間未満</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	略	区分	支給単位	金額	災害	4時間未満	4,000円	<p>(サービス)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 招集を受けない場合にあつても、<u>水火災その他災害</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、サービスに就かなければならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第13条 <u>消防団員には、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までの月割計算により支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>消防団員の次の各号に掲げる職務に応じ、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。</u></p> <p>(1) <u>消防の任務に係る会議に出席したとき</u> 1,000円</p> <p>(2) <u>消防の任務に基づいて出動し、又は訓練等のため出務したとき</u> 2,500円</p> <p>2 略</p> <p>別表 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略									
区分	支給単位	金額							
災害	4時間未満	4,000円							
略									

	<u>4時間以上7時間45分以下</u>	<u>8,000円</u>
<u>災害以外（警戒・訓練等）</u>	<u>1日</u>	<u>2,500円</u>